

社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤とした
 スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程
 新旧対照表
 【2021年5月10日理事会】

改正後	改正前
社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤とした スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程	社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤とした スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程
一般社団法人日本社会福祉士養成校協会 平成 21 年 3 月 7 日総会決定 改正 平成 22 年 2 月 20 日理事会決定 改正 平成 23 年 2 月 19 日理事会決定 改正 平成 23 年 11 月 22 日理事会決定 改正 平成 26 年 3 月 3 日理事会決定 改正 平成 28 年 2 月 22 日理事会決定 改正 平成 28 年 6 月 23 日理事会決定 改正 平成 29 年 3 月 9 日理事会決定	一般社団法人日本社会福祉士養成校協会 平成 21 年 3 月 7 日総会決定 改正 平成 22 年 2 月 20 日理事会決定 改正 平成 23 年 2 月 19 日理事会決定 改正 平成 23 年 11 月 22 日理事会決定 改正 平成 26 年 3 月 3 日理事会決定 改正 平成 28 年 2 月 22 日理事会決定 改正 平成 28 年 6 月 23 日理事会決定 改正 平成 29 年 3 月 9 日理事会決定
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 平成 29 年 4 月 1 日施行 改正 平成 30 年 3 月 12 日理事会決定 改正 平成 30 年 8 月 2 日理事会決定 改正 平成 31 年 3 月 14 日理事会決定 改正 <u>2021 年 5 月 10 日理事会決定</u>	一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 平成 29 年 4 月 1 日施行 改正 平成 30 年 3 月 12 日理事会決定 改正 平成 30 年 8 月 2 日理事会決定 改正 平成 31 年 3 月 14 日理事会決定

改正後
第5章 審査基準

第6条 教育課程認定の審査基準を以下の通り定める。

3 社会福祉士養成校の認定課程には、次の各号に指定する科目について規定時間数以上設置しなければならない。

- 一 厚生労働省令に定める社会福祉士指定科目（ただし、社会福祉士有資格者は免除）
- 二 スクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群

科目名	時間数		必修・選択の別	SSW 実務経験 2年以上の者
	通学課程	通信課程 面接 印刷		
スクール（学校）ソーシャルワーク論	30h	— 90h	必修	
スクール（学校）ソーシャルワーク演習	15h	15h —	必修	
スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導	15h	1.5h 20h	必修	履修免除
スクール（学校）ソーシャルワーク実習	80h	80h —	必修	履修免除

スクール（学校）ソーシャルワーク演習、同実習指導担当教員の員数は、実習演習科目ごとにそれぞれ学生（生徒を含む）20人につき1人以上が望ましい。スクール（学校）ソーシャルワーク実習について、同時に実習を行う学生の数は、実習指導者1人につき5人を上限とすることが望ましい。

二の2 社会福祉士養成課程の「別記(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領)に基づく教育機関」、精神保健福祉士養成課程における「スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設」でソーシャルワーク実習を行うとき、そのソーシャルワーク実習とソーシャルワーク実習指導の時間数の一部または全部をスクール（学校）ソーシャルワーク実習とスクール（学校）ソーシャルワーク実習指導に算入して差し支えないものとする。

四 追加科目

科目名	時間数		必修・選択の別	精神保健福祉士有資格者
	通学課程	通信課程 面接 印刷		
「精神保健の課題と支援」又は「 <u>現代の精神保健の課題と支援</u> 」	30h	— 90h	必修	履修免除

改正前
第5章 審査基準

第6条 教育課程認定の審査基準を以下の通り定める。

3 社会福祉士養成校の認定課程には、次の各号に指定する科目について規定時間数以上設置しなければならない。

- 一 厚生労働省令に定める社会福祉士指定科目（ただし、社会福祉士有資格者は免除）
- 二 スクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群

科目名	時間数		必修・選択の別	SSW 実務経験 2年以上の者
	通学課程	通信課程 面接 印刷		
スクール（学校）ソーシャルワーク論	30h	— 90h	必修	
スクール（学校）ソーシャルワーク演習	15h	15h —	必修	
スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導	15h	1.5h 20h	必修	履修免除
スクール（学校）ソーシャルワーク実習	80h	80h —	必修	履修免除

スクール（学校）ソーシャルワーク演習、同実習指導担当教員の員数は、実習演習科目ごとにそれぞれ学生（生徒を含む）20人につき1人以上が望ましい。スクール（学校）ソーシャルワーク実習について、同時に実習を行う学生の数は、実習指導者1人につき5人を上限とすることが望ましい。

四 追加科目

科目名	時間数		必修・選択の別	精神保健福祉士有資格者
	通学課程	通信課程 面接 印刷		
精神保健の課題と支援	30h	— 90h	必修	履修免除

4 精神保健福祉士養成校の認定課程には、次の各号に指定する科目について規定時間数以上設置しなければならない。

四 追加科目

科目名	時間数			必修・ 選択の別	精神保健 福祉士有 資格者
	通学課程	通信課程			
		面接	印刷		
「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」	30h	—	90h	必修	履修免除

四の2 追加科目について、精神保健福祉士養成校の認定科目のうち、令和2年12月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営にかかる指針について」に定める課程を履修する者に対する科目は、次の科目を規定時間数以上設置しなければならない。

科目名	時間数			必修・選 択の別	社会福祉 士有資格 者
	通学課程	通信課程			
		面接	印刷		
<u>「児童・家庭福祉」</u>	<u>30h</u>	<u>—</u>	<u>90h</u>	<u>必修</u>	<u>履修免除</u>
<u>「貧困に対する支援」</u>	<u>30h</u>	<u>—</u>	<u>90h</u>	<u>必修</u>	<u>履修免除</u>

4 精神保健福祉士養成校の認定課程には、次の各号に指定する科目について規定時間数以上設置しなければならない。

四 追加科目

科目名	時間数			必修・ 選択の別	精神保健 福祉士有 資格者
	通学課程	通信課程			
		面接	印刷		
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30h	—	90h	必修	履修免除

5 大学院の認定課程には、次の各号に指定する科目について規定時間数以上設置しなければならない。

三 追加科目

科目名	時間数			必修・選択の別	社会福祉士有資格者	精神保健福祉士有資格者
	通学課程	通信課程				
		面接	印刷			
「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」	30h	—	90h	必修	履修免除	必修
「精神保健の課題と支援」又は「現代の精神保健の課題と支援」	30h	—	90h	必修	必修	履修免除

三の2 追加科目について、精神保健福祉士養成校の認定科目のうち、令和2年12月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営にかかる指針について」に定める課程を履修する者に対する科目は、次の科目を規定時間数以上設置しなければならない。

科目名	時間数			必修・選択の別	社会福祉士有資格者	精神保健福祉士有資格者
	通学課程	通信課程				
		面接	印刷			
「児童・家庭福祉」	30h	二	90h	必修	履修免除	必修
「貧困に対する支援」	30h	二	90h	必修	履修免除	必修

5 大学院の認定課程には、次の各号に指定する科目について規定時間数以上設置しなければならない。

三 追加科目

科目名	時間数			必修・選択の別	社会福祉士有資格者	精神保健福祉士有資格者
	通学課程	通信課程				
		面接	印刷			
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30h	—	90h	必修	履修免除	必修
精神保健の課題と支援	30h	—	90h	必修	必修	履修免除

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第7章 教育課程の変更等に関する届け出について</p> <p>第13条 認定審査の結果、教育課程を認定された養成校等は、本連盟の教育課程登録名簿に登録する。</p> <p>3 認定された教育課程のうちスクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群に変更があるときは、変更しようとする日の3か月前までに教育課程変更審査の申請を行い、審査を受けなければならない。<u>ただし、社会福祉士養成課程の「別記(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領)に基づく教育機関」、精神保健福祉士養成課程における「スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設」（以下「教育機関・施設」という。）でソーシャルワーク実習を行い、その一部又は全部の時間数をスクール（学校）ソーシャルワーク実習に充てる場合は、関連法令をはじめとする規則通知等に定められた教員、実習指定施設、実習指導者等の要件を満たした上でソーシャルワーク実習を実施していることが明らかであるため、そのソーシャルワーク実習にかかる部分の内容の変更にあたっては、変更審査を要さない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 教育課程の変更等に関する届け出について</p> <p>第13条 認定審査の結果、教育課程を認定された養成校等は、本連盟の教育課程登録名簿に登録する。</p> <p>3 認定された教育課程のうちスクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群に変更があるときは、変更しようとする日の3か月前までに教育課程変更審査の申請を行い、審査を受けなければならない。</p>
<p><u>附 則（改正 2021 年 5 月 10 日理事会決定）</u></p> <p><u>この規定は、2021 年 4 月 1 日から施行する。本規程第 6 条第 3 項第二号 2 に規定する、社会福祉士養成課程の「別記(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領)に基づく教育機関」とは、「社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について」（令和 2 年 3 月 6 日付厚生労働省社会・援護局長通知）で定めた施設、精神保健福祉士養成課程の「スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設」とは、「精神保健福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習を行う実習施設等の範囲について」（令和 2 年 12 月 25 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で定めた施設をいう。</u></p>	

スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第7項に規定する科目の教育内容、教員要件、
 スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）
 新旧対照表

【2021年5月10日理事会】

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">2021年4月1日</p> <p>社会福祉士養成校・精神保健福祉士養成校の長 教育課程を設置しようとする団体及び機関の長 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会長 白澤 政和</p>	<p style="text-align: right;">2019年4月1日</p> <p>社会福祉士養成校・精神保健福祉士養成校の長 教育課程を設置しようとする団体及び機関の長 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会長 白澤 政和</p>
<p>スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第7項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）</p> <p>一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」（以下、「規程」という。）第6条第7項の規定に基づき、規程第6条第3項第二号から第四号及び第4項第二号から第四号並びに第5項第二号から第三号に定める科目の教育内容、教員要件及び同条第7項に定めるスクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等に係る諸様式等について一部を改正し、<u>2021年4月1日</u>より適用することとしたので通知します。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、<u>2019年3月14日</u>理事会で決定した「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第6項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等について（通知）」は廃止します。</p>	<p>スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第7項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）</p> <p>一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」（以下、「規程」という。）第6条第7項の規定に基づき、規程第6条第3項第二号から第四号及び第4項第二号から第四号並びに第5項第二号から第三号に定める科目の教育内容、教員要件及び同条第7項に定めるスクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等に係る諸様式等について一部を改正し、<u>2019年4月1日</u>より適用することとしたので通知します。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、<u>平成30年8月2日</u>理事会で決定した「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第6項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等について（通知）」は廃止します。</p>

〔専門科目群の教育内容〕

1. 規程第6条第3項第二号及び第4項第二号関係に定める科目の教育内容は以下のとおりとする。なお、(1)のイ)、ロ)、ハ)、ニ)については、相互に関連させて教授することが望ましい。

(1) スクール(学校)ソーシャルワーク専門科目群

イ) 「スクール(学校)ソーシャルワーク論」の教育内容

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
①今日の学校教育現場にスクール(学校)ソーシャルワーカーを導入する意義とその必要性を理解する。 ②スクール(学校)ソーシャルワークの発展過程について理解する。 ③海外のスクールソーシャルワーカーの役割と活動について理解する。 ④スクール(学校)ソーシャルワークの実践モデルについて理解する。 ⑤スクール(学校)ソーシャルワーカーへのスーパービジョンの必要性について理解する。	①今日の学校教育現場が抱える課題とその実態、及びスクール(学校)ソーシャルワーカーを導入する意義	○児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域の情勢	・不登校 ・非行 ・学齢期の児童虐待 ・特別支援教育 ・家族の抱える課題(貧困・離婚他) ・外国児童の就学問題 ・学習遅滞、学習障害 ・教育福祉 ・その他
		○スクール(学校)ソーシャルワークの価値・倫理	・ソーシャルワークの視点と定義 ・人権と社会正義 ・児童の権利に関する条約 ・その他
	②スクール(学校)ソーシャルワークの発展過程	○アメリカや他諸外国及び日本のスクール(学校)ソーシャルワークの発展過程の概要	・アメリカや他諸外国のスクールソーシャルワーク発展史 ・日本の教育福祉 ・日本のスクール(学校)ソーシャルワーク発展史 ・その他
		○海外のスクールソーシャルワーカーの役割と活動	・アメリカや他諸外国のスクールソーシャルワーカーの役割と活動 ・その他
	④スクール(学校)ソーシャルワークの実践モデル	○スクール(学校)ソーシャルワークの実践モデルの概要	・生態学的視点 ・ストレングスの視点 ・エンパワメントの視点 ・その他
		○スクール(学校)ソーシャルワークの個別及び集団支援の実践例(ミクロ・レベル)	・個別支援(不登校・非行・虐待・発達障害・保護者・他)の視点と実践例 ・集団支援の視点と実践例 ・その他
⑤スクール(学校)ソーシャルワークの支援方法	○スクール(学校)ソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援の実践例(メゾ・レベル)	・学校内の支援ケース会議(校内協働) ・コンサルテーション ・学校と関係機関の協働支援(校外協働) ・社会資源の開発 ・その他	
	○スクール(学校)ソーシャルワークの教育行政への支援(マクロ・レベル)	・スクールソーシャルワーカー活用事業 ・教育委員会との協働 ・各地の教育委員会が実施するスクールソーシャルワークに関する事業	
	○スクール(学校)ソーシャルワーカーへのスーパービジョン	・スーパービジョン体制 ・スーパービジョンの方法	

※ 上記教育内容のうち、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程に設置する科目(相談援助の基盤と専門職及び相談援助の理論と方法等)において教授する内容については、省略することができる。

〔専門科目群の教育内容〕

1. 規程第6条第3項第二号及び第4項第二号関係に定める科目の教育内容は以下のとおりとする。なお、(1)のイ)、ロ)、ハ)、ニ)については、相互に関連させて教授することが望ましい。

(1) スクール(学校)ソーシャルワーク専門科目群

イ) 「スクール(学校)ソーシャルワーク論」の教育内容

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
①今日の学校教育現場にスクール(学校)ソーシャルワーカーを導入する意義とその必要性を理解する。 ②スクール(学校)ソーシャルワークの発展過程について理解する。 ③海外のスクールソーシャルワーカーの役割と活動について理解する。 ④スクール(学校)ソーシャルワークの実践モデルについて理解する。 ⑤スクール(学校)ソーシャルワーカーへのスーパービジョンの必要性について理解する。	①今日の学校教育現場が抱える課題とその実態、及びスクール(学校)ソーシャルワーカーを導入する意義	○児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域の情勢	・不登校 ・非行 ・学齢期の児童虐待 ・特別支援教育 ・家族の抱える課題(貧困・離婚他) ・外国児童の就学問題 ・学習遅滞、学習障害 ・教育福祉 ・その他
		○スクール(学校)ソーシャルワークの価値・倫理	・ソーシャルワークの視点と定義 ・人権と社会正義 ・児童の権利に関する条約 ・その他
	②スクール(学校)ソーシャルワークの発展過程	○アメリカや他諸外国及び日本のスクール(学校)ソーシャルワークの発展過程の概要	・アメリカや他諸外国のスクールソーシャルワーク発展史 ・日本の教育福祉 ・日本のスクール(学校)ソーシャルワーク発展史 ・その他
		○海外のスクールソーシャルワーカーの役割と活動	・アメリカや他諸外国のスクールソーシャルワーカーの役割と活動 ・その他
	④スクール(学校)ソーシャルワークの実践モデル	○スクール(学校)ソーシャルワークの実践モデルの概要	・生態学的視点 ・ストレングスの視点 ・エンパワメントの視点 ・その他
		○スクール(学校)ソーシャルワークの個別及び集団支援の実践例(ミクロ・レベル)	・個別支援(不登校・非行・虐待・発達障害・保護者・他)の視点と実践例 ・集団支援の視点と実践例 ・その他
⑤スクール(学校)ソーシャルワークの支援方法	○スクール(学校)ソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援の実践例(メゾ・レベル)	・学校内の支援ケース会議(校内協働) ・コンサルテーション ・学校と関係機関の協働支援(校外協働) ・社会資源の開発 ・その他	
	○スクール(学校)ソーシャルワークの教育行政への支援(マクロ・レベル)	・スクールソーシャルワーカー活用事業 ・教育委員会との協働 ・各地の教育委員会が実施するスクールソーシャルワークに関する事業	
	○スクール(学校)ソーシャルワーカーへのスーパービジョン	・スーパービジョン体制 ・スーパービジョンの方法	

※ 上記教育内容のうち、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程に設置する科目(相談援助の基盤と専門職及び相談援助の理論と方法等)において教授する内容については、省略することができる。

ロ) 「スクール(学校)ソーシャルワーク演習」の教育内容

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
①個別事例へのアセスメントのみでなく、ソーシャルワーカーとして、教育行政や学校の動き、地域を把握し、地域アセスメント、学校(地域機関)アセスメントができる力をつける。 ②スクール(学校)ソーシャルワーク実践、特にメゾ・マクロプラクティスについて実際に体験的に習得する。 ③記録化する手法を持たない学校のなかで、記録化するだけでなく、校内で記録用紙を創造し、蓄積していく力をつける。	①ソーシャルワークの価値	○福祉の価値、ミッションとは	・多数の教育関係者のなか、福祉の視点を教育と調和させながら示せる安定した福祉の価値観を実践的に獲得する。
	②子どもを取り巻く地域の状況、インフォーマルな機関を含めた地域機関、教育委員会、学校の状況を把握する。	○地域アセスメント、学校アセスメント	・市町村内の資源・サービスをインフォーマル含めて知る。 ・地域の状況を把握する。 ・教育委員会が学校のニーズを把握する。 ・学校の実態や状況、組織システムを把握する。 ・学校における支援人材や支援方法を知る。 ・これらを踏まえ、ソーシャルワークの展開において地域アセスメント、学校アセスメントの必要性とその手法を学ぶ。
	③ミクロプラクティス	○具体的な問題解決能力を高める。 ○アウトリーチ	・具体的な事例に対するアセスメント、プランニング、援助の実行のプロセスにおいて実際に展開できる力をつける。 ・さまざまなソーシャルワークスキルの活用を行う。 ・接近困難な事例や教員に働きかける視点と方法を学ぶ。
	④メゾプラクティス	○チームアプローチ ○マネージメント ○ケース会議 ○教育行政との協働	・校内あるいは関係機関やNPO含めてチームアプローチを進め、マネージメントスキルを獲得する。 ・具体的に校内ケース会議や連携ケース会議を進める手法の獲得 ・教育行政との協働システムの策定について学ぶ。
	⑤マクロプラクティス	○市町村子ども家庭相談体制に位置づける ○福祉・教育協働の相談体制作り、地域に根ざした活動展開 ○開発機能の意義と実践	・福祉の相談体制に位置づける力を養う。 ・福祉・教育協働の相談体制の策定について学ぶ。 ・学校外の資源を活用し地域に根ざした相談活動の展開方法を獲得する。 ・スクール(学校)ソーシャルワークが広く子どもたちの代弁ができる位置にあることを理解し、新たな仕組みを開発する視点を養う。
	⑥記録、スーパービジョン、評価	○スクール(学校)ソーシャルワークを維持発展させる力をつける ○実証的にソーシャルワーク行為を示す力をつける	・地域でのスーパービジョン体制を策定する意義を理解し、その体制づくりを実践的に学ぶ。 ・記録をつける、データの蓄積を行なうなど説明できる力、効果測定を行う力をつける。

※ 上記教育内容のうち、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程に設置する科目「相談援助演習等」において教授する内容については、省略することができる。

ロ) 「スクール(学校)ソーシャルワーク演習」の教育内容

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
①個別事例へのアセスメントのみでなく、ソーシャルワーカーとして、教育行政や学校の動き、地域を把握し、地域アセスメント、学校(地域機関)アセスメントができる力をつける。 ②スクール(学校)ソーシャルワーク実践、特にメゾ・マクロプラクティスについて実際に体験的に習得する。 ③記録化する手法を持たない学校のなかで、記録化するだけでなく、校内で記録用紙を創造し、蓄積していく力をつける。	①ソーシャルワークの価値	○福祉の価値、ミッションとは	・多数の教育関係者のなか、福祉の視点を教育と調和させながら示せる安定した福祉の価値観を実践的に獲得する。
	②子どもを取り巻く地域の状況、インフォーマルな機関を含めた地域機関、教育委員会、学校の状況を把握する。	○地域アセスメント、学校アセスメント	・市町村内の資源・サービスをインフォーマル含めて知る。 ・地域の状況を把握する。 ・教育委員会が学校のニーズを把握する。 ・学校の実態や状況、組織システムを把握する。 ・学校における支援人材や支援方法を知る。 ・これらを踏まえ、ソーシャルワークの展開において地域アセスメント、学校アセスメントの必要性とその手法を学ぶ。
	③ミクロプラクティス	○具体的な問題解決能力を高める。 ○アウトリーチ	・具体的な事例に対するアセスメント、プランニング、援助の実行のプロセスにおいて実際に展開できる力をつける。 ・さまざまなソーシャルワークスキルの活用を行う。 ・接近困難な事例や教員に働きかける視点と方法を学ぶ。
	④メゾプラクティス	○チームアプローチ ○マネージメント ○ケース会議 ○教育行政との協働	・校内あるいは関係機関やNPO含めてチームアプローチを進め、マネージメントスキルを獲得する。 ・具体的に校内ケース会議や連携ケース会議を進める手法の獲得 ・教育行政との協働システムの策定について学ぶ。
	⑤マクロプラクティス	○市町村子ども家庭相談体制に位置づける ○福祉・教育協働の相談体制作り、地域に根ざした活動展開 ○開発機能の意義と実践	・福祉の相談体制に位置づける力を養う。 ・福祉・教育協働の相談体制の策定について学ぶ。 ・学校外の資源を活用し地域に根ざした相談活動の展開方法を獲得する。 ・スクール(学校)ソーシャルワークが広く子どもたちの代弁ができる位置にあることを理解し、新たな仕組みを開発する視点を養う。
	⑥記録、スーパービジョン、評価	○スクール(学校)ソーシャルワークを維持発展させる力をつける ○実証的にソーシャルワーク行為を示す力をつける	・地域でのスーパービジョン体制を策定する意義を理解し、その体制づくりを実践的に学ぶ。 ・記録をつける、データの蓄積を行なうなど説明できる力、効果測定を行う力をつける。

※ 上記教育内容のうち、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程に設置する科目「相談援助演習等」において教授する内容については、省略することができる。

ハ) 「スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導」の教育内容

シラバスの内容		含まれるべき事項
ねらい		
①スクール（学校）ソーシャルワーク実習の意義について理解する。 ②学校現場等を知り、学校組織を体験的に学ぶ。 ③スクール（学校）ソーシャルワーク実習にかかる個別指導並びに集団指導を通して学校における相談援助活動やソーシャルワーク実践にかかる知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。 ④教育の場で生かせる社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等総合的に対応できる能力を習得する。 ⑤具体的な体験や援助活動を専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を養う。 ⑥用意された現場ではなく社会福祉が展開されるべく新しい現場に入るという意味を十分理解し、開拓の視点を養う。	次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。 ア. スクール（学校）ソーシャルワーク実習の意義 イ. 学校、教育委員会、教育センター、適応指導教室など基本的な理解ウ. 実習先で必要とされる相談援助（子ども、家族、教員対象）に係る 知識と技術に関する理解 エ. 実習先で必要とされるチームで対応する力やケース会議に係る知識と技術に関する理解 オ. 実習先の市の子ども相談体制について理解 カ. 現場体験学習（個別面接、ケース会議、連携会議など）、見学実習キ. 実習における個人のプライバシー保護と守秘義務等の理解 ク. 実習記録ノートへの記録内容及び記録方法に関する理解 ケ. 実習生、実習担当専任教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成 コ. 巡回指導 サ. 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理、実習におけるスクール（学校）ソーシャルワーク実習としての不足分のレポート、実習総括レポートの作成 シ. 実習の評価全体総括会	

~~※ 上記実習は、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程にかかる実習（相談援助実習等）とは別に行うこと。~~

ハ) 「スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導」の教育内容

シラバスの内容		含まれるべき事項
ねらい		
①スクール（学校）ソーシャルワーク実習の意義について理解する。 ②学校現場等を知り、学校組織を体験的に学ぶ。 ③スクール（学校）ソーシャルワーク実習にかかる個別指導並びに集団指導を通して学校における相談援助活動やソーシャルワーク実践にかかる知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。 ④教育の場で生かせる社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等総合的に対応できる能力を習得する。 ⑤具体的な体験や援助活動を専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を養う。 ⑥用意された現場ではなく社会福祉が展開されるべく新しい現場に入るという意味を十分理解し、開拓の視点を養う。	次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。 ア. スクール（学校）ソーシャルワーク実習の意義 イ. 学校、教育委員会、教育センター、適応指導教室など基本的な理解ウ. 実習先で必要とされる相談援助（子ども、家族、教員対象）に係る 知識と技術に関する理解 エ. 実習先で必要とされるチームで対応する力やケース会議に係る知識と技術に関する理解 オ. 実習先の市の子ども相談体制について理解 カ. 現場体験学習（個別面接、ケース会議、連携会議など）、見学実習キ. 実習における個人のプライバシー保護と守秘義務等の理解 ク. 実習記録ノートへの記録内容及び記録方法に関する理解 ケ. 実習生、実習担当専任教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成 コ. 巡回指導 サ. 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理、実習におけるスクール（学校）ソーシャルワーク実習としての不足分のレポート、実習総括レポートの作成 シ. 実習の評価全体総括会	

※ 上記実習は、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程にかかる実習（相談援助実習等）とは別に行うこと。

[追加科目の教育内容]

3. 規程第6条第3項第四号及び第4項第四号に定める科目の教育内容

(1) 追加科目

① 「精神保健の課題と支援」の教育内容（注5）

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
本科目は、「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」（平成23年8月5日障発0805第3号）別表1に規定する科目「精神保健の課題と支援」の教育内容に準ずる。		

② 「現代の精神保健の課題と支援」の教育内容（注5）

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
本科目は、「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」（令和2年3月6日障発0306第4号）別表1に規定する科目「現代の精神保健の課題と支援」の教育内容に準ずる。		

③ 「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」の教育内容（注5）

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
本科目は、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月24日厚生労働省社援発第0328001号）別表1に規定する科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」の教育内容に準ずる。		

[追加科目の教育内容]

3. 規程第6条第3項第四号及び第4項第四号に定める科目の教育内容

(1) 追加科目

① 「精神保健の課題と支援」の教育内容（注5）

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
本科目は、「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」（平成23年8月5日障発0805第3号）別表1に規定する科目「精神保健の課題と支援」の教育内容に準ずる。		

② 「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」の教育内容（注5）

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
本科目は、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月24日厚生労働省社援発第0328001号）別表1に規定する科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」の教育内容に準ずる。		

④「児童・家庭福祉」の教育内容（注5）

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
本科目は、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（令和2年3月6日社援発0306第21号）別表1に規定する科目「児童・家庭福祉」の教育内容に準ずる。		

⑤「貧困に対する支援」の教育内容（注5）

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
本科目は、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（令和2年3月6日社援発0306第21号）別表1に規定する科目「貧困に対する支援」の教育内容に準ずる。		

5. 規程第6条第3項第二号から第四号及び第4項第二号から第四号に定める科目の担当教員の要件

[専門科目群担当教員の要件]

(1) 規程第6条第3項第二号及び第4項第二号関係に定める科目の担当教員の要件

① スクール（学校）ソーシャルワーク論担当教員

ロ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の養成校が学則に基づき開講する児童生徒の福祉に関する科目（「児童や家庭に対する支援と児童家庭福祉制度」、「児童・家庭福祉」等）を5年以上教授した者であって、「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、ミクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文（注4）を1報以上有する者

へ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の養成校が開講する「相談援助の基盤と専門職」「相談援助の理論と方法」「精神保健福祉相談援助の基盤」「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」「ソーシャルワークの基盤と専門職」「ソーシャルワークの理論と方法」（以下「ソーシャルワーク系科目という。）のうち1科目以上を5年以上教授した者であって、本連盟が実施する研修会を修了した者

5. 規程第6条第3項第二号から第四号及び第4項第二号から第四号に定める科目の担当教員の要件

[専門科目群担当教員の要件]

(1) 規程第6条第3項第二号及び第4項第二号関係に定める科目の担当教員の要件

① スクール（学校）ソーシャルワーク論担当教員

ロ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の養成校が学則に基づき開講する児童生徒の福祉に関する科目（「児童や家庭に対する支援と児童家庭福祉制度」等）を5年以上教授した者であって、「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、ミクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文（注4）を1報以上有する者

へ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の養成校が開講する「相談援助の基盤と専門職」「相談援助の理論と方法」「精神保健福祉相談援助の基盤」「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」「ソーシャルワークの基盤と専門職」「ソーシャルワークの理論と方法」（以下「ソーシャルワーク系科目という。）のうち1科目以上を5年以上教授した者であって、本連盟が実施する研修会を修了した者

〔追加科目の担当教員要件〕

(3) 規程第6条第3項第四号及び第4項第四号、第4項第四の2号、第5号第三号、第5項第三の2号に定める科目の担当教員の要件

① 「精神保健の課題と支援」又は「現代の精神保健の課題と支援」科目を担当する教員は以下のいずれかに該当する者であること。

イ) 精神保健福祉士養成施設指定規則に規定する科目「精神保健の課題と支援」又は「現代の精神保健の課題と支援」の担当教員要件を満たしている者

ロ) 精神保健福祉士養成に係る指定科目「精神保健の課題と支援」—(旧科目名「精神保健学」)—又は「現代の精神保健の課題と支援」を現に教授している者

ハ) 認定を受けようとする養成校等が、科目「精神保健の課題と支援」又は「現代の精神保健の課題と支援」を教授することが適当と認める者

② 「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」又は「児童・家庭福祉」科目を担当する教員は以下のいずれかに該当する者であること。

イ) 社会福祉士養成施設（または学校）指定規則に規定する科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」又は「児童・家庭福祉」の担当教員要件を満たしている者

ロ) 社会福祉士養成に係る指定科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」—(旧科目名「児童福祉論」)—又は「児童・家庭福祉」を現に教授している者

ハ) 認定を受けようとする養成校等が、科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」又は「児童・家庭福祉」を教授することが適当と認める者

③ 「貧困に対する支援」科目を担当する教員は以下のいずれかに該当する者であること。

イ) 社会福祉士養成施設（または学校）指定規則に規定する科目「貧困に対する支援」の担当教員要件を満たしている者

ロ) 社会福祉士養成に係る指定科目「貧困に対する支援」を現に教授している者

ハ) 認定を受けようとする養成校等が、科目「貧困に対する支援」を教授することが適当と認める者

注5) 追加科目「精神保健の課題と支援」又は「現代の精神保健の課題と支援」及び「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」又は「児童・家庭福祉」、「貧困に対する支援」については、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程における、当該指定科目の読替の範囲を含む。

〔追加科目の担当教員要件〕

(3) 規程第6条第3項第四号及び第4項第四号に定める科目の担当教員の要件

① 「精神保健の課題と支援」科目を担当する教員は以下のいずれかに該当する者であること。
イ) 精神保健福祉士養成施設指定規則に規定する科目「精神保健の課題と支援」の担当教員要件を満たしている者

ロ) 精神保健福祉士養成に係る指定科目「精神保健の課題と支援」（旧科目名「精神保健学」）を現に教授している者

ハ) 認定を受けようとする養成校等が、科目「精神保健の課題と支援」を教授することが適当と認める者

② 「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」科目を担当する教員は以下のいずれかに該当する者であること。

イ) 社会福祉士養成施設（または学校）指定規則に規定する科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」の担当教員要件を満たしている者

ロ) 社会福祉士養成に係る指定科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」（旧科目名「児童福祉論」）を現に教授している者

ハ) 認定を受けようとする養成校等が、科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」を教授することが適当と認める者

注5) 追加科目「精神保健の課題と支援」及び「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」については、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程における、当該指定科目の読替の範囲を含む。

(様式1-1:別紙)

(3) スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程申請書類 提出資料
①指定様式

様式No. 区分	1-1	1-1 別紙	1-2	1-2 別紙	1-3	1-4	1-5	1-6	1-7
新規									
継続					/	/	/	/	
変更									
照会					/	/	/	/	
注意事項					※ スクール(学校) ソーシャルワーク 専門科目 群担当教員に <u>変更がある場合に当該教員についてのみ</u> 提出	※通知 5-(1)-①-ホ)、5-(1)-②-ト)及び5-(1)-③-ト)の要件で申請をする場合に提出	※通知 5-(1)-①-ホ)、5-(1)-②-ト)及び5-(1)-③-ト)の要件で申請をする場合に提出	※修士論文の提出がある場合に提出	

(様式1-1:別紙)

(3) スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程申請書類 提出資料
①指定様式

様式No. 区分	1-1	1-1 別紙	1-2	1-2 別紙	1-3	1-4	1-5	1-6	1-7
新規									
継続					/	/	/	/	
変更									
照会					/	/	/	/	
注意事項					※ スクール(学校) ソーシャルワーク 専門科目 群担当教員のみ提出	※通知 5-(1)-①-ホ)、5-(1)-②-ト)及び5-(1)-③-ト)の要件で申請をする場合に提出	※通知 5-(1)-①-ホ)、5-(1)-②-ト)及び5-(1)-③-ト)の要件で申請をする場合に提出	※修士論文の提出がある場合に提出	

②添付書類

添付書類		提出の有無	(提出する 教員調書書)
スクール (学校) ソーシャルワーク専門科目群を担当する者 (様式1-3の提出がある者)について	1. 様式1-3の「担当科目に関する研究業績・論文等(主なもの)」欄に記載した主要研究業績・論文等の抜き刷り	有 ・ 無	
	2. 本連盟が実施する研修会(スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会)を修了したことの証明(修了書などの写し)	有 ・ 無	
	3. 社会福祉士、精神保健福祉士の有資格であることの証明(資格証明書などの写し)	有 ・ 無	
	4. 社会福祉士又は精神保健福祉士の実習演習担当教員講習会を修了したことの証明(修了書などの写し)	有 ・ 無	
	5. 認定社会福祉士(児童・家庭分野)、認定精神保健福祉士の有資格であることの証明(資格証明書などの写し)	有 ・ 無	
6. スクール(学校) ソーシャルワーク専門科目群の各科目に対応する開講科目(「変更」の場合は変更のある科目)の教育内容、授業概要及び時間割(シラバス)	有 ・ 無		
7. スクール(学校) ソーシャルワーク実習を行う(予定含む)の各施設・機関等の概要及び実習指導者の業務内容の概要(施設機関のパンフレット等)	有 ・ 無		
8. スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程履修者の選抜方法等の概要(課程に受け入れる学生の要件、方策等)	有 ・ 無		
9. 通信課程で面接による授業科目を委託する場合は、委託先との委託契約書の写し	有 ・ 無		
10. 実習先との覚書、協定等の写し ※新規実習先は必ず提出してください。但し、様式1-8※3の実習先施設・機関からの記名・押印に替えることができます。 <u>ソーシャルワーク実習を算入する場合は、当該実習先との実習契約書等の写しに替えることができます。</u>	有 ・ 無		

②添付書類

添付書類		提出の有無	(提出する 教員調書書)
スクール (学校) ソーシャルワーク専門科目群を担当する者 (様式1-3の提出がある者)について	1. 様式1-3の「担当科目に関する研究業績・論文等(主なもの)」欄に記載した主要研究業績・論文等の抜き刷り	有 ・ 無	
	2. 本連盟が実施する研修会(スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会)を修了したことの証明(修了書などの写し)	有 ・ 無	
	3. 社会福祉士、精神保健福祉士の有資格であることの証明(資格証明書などの写し)	有 ・ 無	
	4. 社会福祉士又は精神保健福祉士の実習演習担当教員講習会を修了したことの証明(修了書などの写し)	有 ・ 無	
	5. 認定社会福祉士(児童・家庭分野)、認定精神保健福祉士の有資格であることの証明(資格証明書などの写し)	有 ・ 無	
6. スクール(学校) ソーシャルワーク専門科目群の各科目に対応する開講科目(「変更」の場合は変更のある科目)の教育内容、授業概要及び時間割(シラバス)	有 ・ 無		
7. スクール(学校) ソーシャルワーク実習を行う(予定含む)の各施設・機関等の概要及び実習指導者の業務内容の概要(施設機関のパンフレット等)	有 ・ 無		
8. スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程履修者の選抜方法等の概要(課程に受け入れる学生の要件、方策等)	有 ・ 無		
9. 通信課程で面接による授業科目を委託する場合は、委託先との委託契約書の写し	有 ・ 無		
10. 実習先との覚書、協定等の写し ※新規実習先は必ず提出してください。但し、様式1-8※3の実習先施設・機関からの記名・押印に替えることができます。	有 ・ 無		

(様式1-2:別紙) スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程 開講科目、時間数、担当教員名、開講年度等

養成校等名称: _____ 養成課程種別: _____
 (通学・通信)(社会・精神・大学院) 養成課程学科等
 名称(学部学科専攻等): _____

規程による指定科目	実際に開講する科目名	時間数	
		面接による授業	印刷教材による授業(通信のみ)
スクール(学校) ソーシャルワーク論			
スクール(学校) ソーシャルワーク演習			
スクール(学校) ソーシャルワーク実習指導			
スクール(学校) ソーシャルワーク実習			
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む)」と「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)」を含む科目の教育内容(1科目以上)※3			
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を含む科目、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「生徒指導の理論及び方法」「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)」の理論及び方法」「進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む)の理論及び方法」を含む科目の教育内容(1科目以上)※4			
「精神保健の課題と支援」又は「現代の精神保健の課題と支援」			
「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」又は「児童・家庭福祉」			
「貧困に対する支援」			
その他追加して設置する科目			

※1 通信課程の場合は、当該科目時間数の欄に印刷教材による授業と面接による授業の時間数を分けて記入してください。 ※2 課程ごとに1枚記入してください。

※3、※4 平成30年度までに入学した者の内容については、通知2.に基づく内容を記載してください。但し四年制大学以外の養成校等は、平成32年3月末日までは従前の例に寄ることができます(規程の附則参照) Ver. 2021.4

(様式1-2:別紙) スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程 開講科目、時間数、担当教員名、開講年度等

養成校等名称: _____ 養成課程種別: _____
 (通学・通信)(社会・精神・大学院) 養成課程学科等
 名称(学部学科専攻等): _____

規程による指定科目	実際に開講する科目名	時間数	
		面接による授業	印刷教材による授業(通信のみ)
スクール(学校) ソーシャルワーク論			
スクール(学校) ソーシャルワーク演習			
スクール(学校) ソーシャルワーク実習指導			
スクール(学校) ソーシャルワーク実習			
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む)」と「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)」を含む科目の教育内容(1科目以上)※3			
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を含む科目、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「生徒指導の理論及び方法」「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)」の理論及び方法」「進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む)の理論及び方法」を含む科目の教育内容(1科目以上)※4			
「精神保健の課題と支援」			
「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」			
その他追加して設置する科目			

※1 通信課程の場合は、当該科目時間数の欄に印刷教材による授業と面接による授業の時間数を分けて記入してください。 ※2 課程ごとに1枚記入してください。

※3、※4 平成30年度までに入学した者の内容については、通知2.に基づく内容を記載してください。但し四年制大学以外の養成校等は、平成32年3月末日までは従前の例に寄ることができます(規程の附則参照) Ver. 2021.4

(様式1-3)

教員に関する調書兼就任承諾書

<表面>

大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
	「はい」の場合、修了した学校学部学科、専攻名			(学位)
担当科目に関する研究業績・論文等(主なもの)、学校とソーシャルワークに関わる学術論文	名称		掲載誌等	
学会及び社会における活動等				
社会福祉士・精神保健福祉士資格の有無(有する資格に☑)	<input type="checkbox"/> 社会福祉士 (年資格取得・登録番号) <input type="checkbox"/> 精神保健福祉士 (年資格取得・登録番号) <input type="checkbox"/> 認定社会福祉士(児童・家庭分野) <input type="checkbox"/> 認定精神保健福祉士 <input type="checkbox"/> なし			
	養成校名	担当科目	専任・非常勤の別	期間(現在に至る場「現在」に○) <西>
ソーシャルワーク系科目、社会福祉・精神保健福祉の実習演習科目、児童生徒の福祉に関する科目の教員歴			専任 非常勤	自： 年 月 至： 年 月
			専任 非常勤	自： 年 月 至： 年 月
			専任 非常勤	自： 年 月 至： 年 月
			専任 非常勤	自： 年 月 至： 年 月

(様式1-3)

教員に関する調書兼就任承諾書

<表面>

大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
	「はい」の場合、修了した学校学部学科、専攻名			(学位)
担当科目に関する研究業績・論文等(主なもの)、学校とソーシャルワークに関わる学術論文	名称		掲載誌等	
学会及び社会における活動等				
社会福祉士・精神保健福祉士資格の有無(有する資格に☑)	<input type="checkbox"/> 社会福祉士 (年資格取得・登録番号) <input type="checkbox"/> 精神保健福祉士 (年資格取得・登録番号) <input type="checkbox"/> 認定社会福祉士(児童・家庭分野) <input type="checkbox"/> 認定精神保健福祉士 <input type="checkbox"/> なし			
	養成校名	担当科目	専任・非常勤の別	期間(現在に至る場「現在」に○) <西>
相談援助系科目、社会福祉・精神保健福祉の実習演習科目、児童生徒の福祉に関する科目の教員歴			専任 非常勤	自： 年 月 至： 年 月
			専任 非常勤	自： 年 月 至： 年 月
			専任 非常勤	自： 年 月 至： 年 月
			専任 非常勤	自： 年 月 至： 年 月

(様式1-7)

スクール（学校）ソーシャルワーク実習の年間実習計画・実習先一覧

No	実習施設・機関名	ソーシャルワーク実習参加 (該当に○)	施設種別（該当に○又は記載）
1		<u>・あり</u> <u>・なし</u>	・学校（小学校・中学校・高等学校・（ ）） ・教育委員会 ・他 _____
2		<u>・あり</u> <u>・なし</u>	・学校（小学校・中学校・高等学校・（ ）） ・教育委員会 ・他 _____
3		<u>・あり</u> <u>・なし</u>	・学校（小学校・中学校・高等学校・（ ）） ・教育委員会 ・他 _____
4		<u>・あり</u> <u>・なし</u>	・学校（小学校・中学校・高等学校・（ ）） ・教育委員会 ・他 _____

(様式1-7)

スクール（学校）ソーシャルワーク実習の年間実習計画・実習先一覧

No	実習施設・機関名	施設種別（該当に○又は記載）	実習予定
1		・学校（小学校・中学校・高等学校・（ ）） ・教育委員会 ・他 _____	
2		・学校（小学校・中学校・高等学校・（ ）） ・教育委員会 ・他 _____	
3		・学校（小学校・中学校・高等学校・（ ）） ・教育委員会 ・他 _____	
4		・学校（小学校・中学校・高等学校・（ ）） ・教育委員会 ・他 _____	

(様式2-3) スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程指定科目履修証明書

ふりがな			生年月日	
氏名			西 暦	年 月
養成校・学部学科等名称				
／ 該 当 に ○	修了した養成課程又は大学院	社会福祉士 ・ 精神保健福祉士 ・ 大		
	科目免除に関する保有資格等	社会福祉士 ・ 精神保健福祉士 ・ 教員 ・		
指定科目		履修状況	開講科目名	履修年度
スクール(学校) ソーシャルワーク論		履修		
スクール(学校) ソーシャルワーク演習		履修		
スクール(学校) ソーシャルワーク実習指導		履修・免除		
スクール(学校) ソーシャルワーク実習		履修・免除		
教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を含む科目		履修・免除		
		履修・免除		
教育の基礎理論に関する科目のうち「幼児、児童及び生徒(障害のある幼児、児童及び生徒を含む)の心身の発達及び学習の過程に関する事項」を含む科目及び生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目		履修・免除		
		履修・免除		
精神保健の課題と支援又は「現代の精神保健の課題と支援」		履修・免除		
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度又は「児童・家庭福祉」		履修・免除		
貧困に対する支援		履修・免除		

(様式2-3) スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程指定科目履修証明書

ふりがな			生年月日	
氏名			西 暦	年 月
養成校・学部学科等名称				
／ 該 当 に ○	修了した養成課程又は大学院	社会福祉士 ・ 精神保健福祉士 ・ 大		
	科目免除に関する保有資格等	社会福祉士 ・ 精神保健福祉士 ・ 教員 ・		
指定科目		履修状況	開講科目名	履修年度
スクール(学校) ソーシャルワーク論		履修		
スクール(学校) ソーシャルワーク演習		履修		
スクール(学校) ソーシャルワーク実習指導		履修・免除		
スクール(学校) ソーシャルワーク実習		履修・免除		
教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を含む科目		履修・免除		
		履修・免除		
教育の基礎理論に関する科目のうち「幼児、児童及び生徒(障害のある幼児、児童及び生徒を含む)の心身の発達及び学習の過程に関する事項」を含む科目及び生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目		履修・免除		
		履修・免除		
精神保健の課題と支援		履修・免除		
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度		履修・免除		

(様式2-3) スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程指定科目履修証明書

(様式2-3) スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程指定科目履修証明書

教育機関・施設※で行うソーシャルワーク実習のうち、スクールソーシャルワーク実習の時間数にあてる実習施設

実習施設1	ソ	教育機関・施設名	
	シ	教育機関・施設の種類	
	ス	実習期間	年 月 日 ~ 年 月 日(日)
	セ	実習時間数	
実習施設2	ソ	学校・施設・機関等名	
	シ	学校・施設・機関等の種類	
	ス	実習期間	年 月 日 ~ 年 月 日(日)
	セ	実習時間数	
		実習延時間数の計	

※「社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について」の一部改正について(令和2年3月6日社援発 0306 第25号)の14「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長通知)別添1の2において掲げる施設(上記1から13まで及び実習施設等告示に定められている施設を除く。)及び精神保健福祉士福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習を行う実習施設等の範囲について(令和2年12月25日障発1225 第1号)の1実習施設等告示第16号に規定する実習施設等の範囲実習施設等告示第1号から第15号で示された教育機関・施設において、ソーシャルワーク実習を実施し、その一部又は全部の時間数をスクールソーシャルワーク実習に充てる場合は上記に記載してください。

2021年4月1日

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会長 白澤 政和

スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会について（通知）

「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第6項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）」の5. に定める「本連盟が実施する研修会」について下記のように定め、2021年4月1日より適用することとしたので通知します。

なお、本通知の施行に伴い、2018年3月14日理事会で決定した「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会について（通知）」は廃止します。

平成30年4月1日

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会長 白澤 政和

スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会について（通知）

「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第6項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）」の5. に定める「本連盟が実施する研修会」について下記のように定め、平成30年4月1日より適用することとしたので通知します。

なお、本通知の施行に伴い、平成29年3月9日理事会で決定した「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会について（通知）」は廃止します。

3. 受講要件

- (1) スクール（学校）ソーシャルワーク論担当教員になろうとする者（本講習会を修了することで、通知5. の（1）の①のハ）、ニ）、ホ）、へ）を満たそうとする者）であって、以下の①、②、③、④、⑤のいずれかを満たす者

⑤社会福祉士又は精神保健福祉士の養成校が開講する「相談援助の基盤と専門職」「相談援助の理論と方法」「精神保健福祉相談援助の基盤」「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」「ソーシャルワークの基盤と専門職」「ソーシャルワークの理論と方法」のうち1科目以上を5年以上教授した者

3. 受講要件

- (2) スクール（学校）ソーシャルワーク論担当教員になろうとする者（本講習会を修了することで、通知5. の（1）の①のハ）、ニ）、ホ）、へ）を満たそうとする者）であって、以下の①、②、③、④、⑤のいずれかを満たす者

⑤社会福祉士又は精神保健福祉士の養成校が開講する「相談援助の基盤と専門職」「相談援助の理論と方法」「精神保健福祉相談援助の基盤」「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」科目を5年以上教授した者

